

第5部 畜 産

解 説

この部には、「畜産統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」の結果から、家畜の飼養戸数、頭羽数、生乳生産量等に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

畜産統計調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭（羽）数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政の基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 牛乳乳製品統計調査

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

2 定義及び用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳する目的で飼養している子牛をいう。したがって、本調査の調査対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中の牛は肉用牛とせず乳用牛に含めた。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼っている牛をいう。（種おす、子取り用めす牛を含む。）

肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分した。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肉用を目的として肥育している場合は肉用牛とした。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育しても肉用牛に含まれない。

(3) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚である。

(4) 種おす豚

生後6か月以上で種付けに供することを目的とし

て飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚である。

(5) 肥育豚

自家で飼育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

(6) 採卵鶏

鶏卵を生産する目的で飼養されている鶏をいう。

(7) 成鶏

ふ化後、6か月齢以上のめすの鶏をいう。

(8) ブロイラー

当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類は問わないが、採卵鶏の廃鶏は含まない。

なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含まれる。

この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後80日以上で出荷）を「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいう。

3 利用上の留意事項

畜産統計調査における四捨五入の方法は、戸数については4桁以上の数値を以下の基準により四捨五入し3桁以下の数値については原数表示した。頭羽数については以下の基準により四捨五入を行った。

原 数	表示単位	例	
		原 数 値 (四捨五入する前)	統 計 値 (四捨五入した後)
7桁以上	1,000位	1,234,567	1,235,000
6桁	100位	123,456	123,500
5桁	100位	12,345	12,300
4桁	10位	1,234	1,230
3桁	10位	123	120
2桁	10位	12	10
1桁	1位	1	0